

仕様書

- 1 業務名称 モバイルデータ通信回線利用
- 2 業務の概要
三原市職員がテレワーク用パソコンで使用するモバイルデータ通信回線 50 回線を提供する。
- 3 履行期間 令和 6 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 3 0 日まで (36 か月)
- 4 履行場所
三原市港町三丁目 5 番 1 号 三原市役所デジタル化戦略課及び発注者が指定する場所
- 5 仕様
 - (1) 数量 50 回線
 - (2) 通信容量 月間 20GB 以上 (1 回線あたり)
 - (3) SIM 形状 microSIM
 - (4) その他
 - ア 発注者が用意するモバイルルーター (富士ソフト株式会社+F FS030W) で利用可能であること。
 - イ 原則 LTE で接続できるものとし、日本国内において安定的に利用できること。
 - ウ 1 か月間の通信容量を超過した回線について、利用停止は行わず、月末まで一定のベストエフォート型の通信規制後の通信速度で通信を提供すること。
- 6 契約条件
 - (1) 本契約にかかる発注者の令和 6 年度歳入歳出予算が成立した時をもって効力を生じるものとする。
 - (2) 本契約は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 3 の規定による長期継続契約に該当するものであるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は、本契約を変更又は解除することができるものとする。
 - (3) 本契約の締結日以降に税法の改正により消費税率が変更された場合には、改正以降における支払に対する消費税等 (地方消費税を含む。) の金額は、変更後の税率により計算した額とする。
 - (4) 契約金額には、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料 (以下「ユニバーサルサービス料等」という。) を含むものとする。ただし、契約の締結日以降に、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料 (以下「ユニバーサルサービス料等」という。) の金額が変更された場合には、変更以降における利用に対するユニバーサルサービス料等は、変更後の金額により計算した額とする。
- 7 その他
本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ発注者及び受注者が協議して定めることとする。